

岐阜大学地域協学センター規程

平成25年12月1日

規程第60号

(趣旨)

第1条 この規程は、岐阜大学学則第9条第2項の規定に基づき、地域協学センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、地域志向を持った人材の輩出及び地域が抱える課題解決を図るため、地域と協働した活動を推進し、地域社会の活性化に貢献することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、地域の活性化に貢献する事業（大学COC事業）の実施主体として、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 次世代地域リーダー育成プログラムに関すること。
- 二 多様な人々が集う対話の場（フューチャーセンター）の企画・運営に関すること。
- 三 地域を志向した研究プロジェクトの推進に関すること。
- 四 地域創生を推進する事業（以下「COCプラス事業」という。）に関すること。
- 五 地域活動の推進に関すること。
- 六 その他センターの目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 センターに、地域協学センター長（以下「センター長」という。）の他に次の職員を置く。

- 一 副センター長
- 二 専任の教育職員
- 三 兼任の教育職員
- 四 その他の職員

(副センター長)

第5条 副センター長は、本学の教育職員、事務職員又は契約職員のうちから、センター長の推薦に基づき、学長が任命する。

- 2 副センター長は、センター長の業務を補佐し、センター長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3 副センター長の任期は、センター長の定める期間とする。

(運営委員会)

第6条 センターに、センターの管理運営に関する事項を審議するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(部門)

第7条 センターに、次の左欄に掲げる部門を置き、当該部門は右欄に掲げる業務を行う。

部門	所掌業務
プログラム開発部門	一 次世代地域リーダー育成プログラムの構築に関する

	<p>ること。</p> <p>二 地域志向の向上のためのプログラムにすること。</p> <p>三 次世代地域リーダー育成プログラム産業リーダーコースのプログラムの企画・運営にすること。</p>
フューチャーセンター部門	<p>一 フューチャーセンターの企画・運営にすること。</p> <p>二 地域課題解決に向けた企画・検討にすること。</p>
研究プロジェクト部門	<p>一 地域志向学研究プロジェクトの推進にすること。</p> <p>二 本学と地方公共団体との共同研究の推進にすること。</p>
共通プログラム企画部門	<p>ＣＯＣプラス事業における参加大学共通プログラムの企画・運営にすること。</p>
連携推進部門	<p>ＣＯＣプラス事業における事業協働機関及び地元企業等との調整にすること。</p>
地域活動部門	<p>一 地域貢献事業にすること。</p> <p>二 地域活動に関する取り組みの推進にすること。</p> <p>三 自治体との包括協定にすること。</p> <p>四 公開講座の実施にすること。</p> <p>五 本学主催の講座の実施及び修了証書の授与にすること。</p>

2 前項に規定する部門に部門長を置き、当該部門の業務を総括する。

3 部門長は、第4条に規定する専任の教育職員又は兼任の教育職員のうちから、センター長が指名する。ただし、連携推進部門については、センターに所属する契約職員からも指名することができる。

4 部門長の任期は、センター長の定める期間とする。

5 前各項に規定するもののほか、部門に関し必要な事項は、別に定める。

(専任の教育職員)

第8条 第4条第2号に規定する専任の教育職員の選考については、別に定める。

(兼任の教育職員)

第9条 第4条第3号に規定する兼任の教育職員に関し必要な事項は、別に定める。

(アドバイザー)

第10条 センターに、センターの活動に対し多方面から助言を受けるため、センター長が特に必要と定める場合は、アドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーに必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第11条 センターに関する庶務は、学術国際部社会連携課及び学務部教務課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、運営委員会の意見を聴いて、センター長が別に定める。

附 則
この規程は、平成25年12月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成27年10月2日から施行する。

附 則
この規程は、平成28年4月1日から施行する。